明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件の一部を改正する件（総務三九〇）　一
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示（国土交通一一〇七）　八
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十九年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請について（国土交通省）　三
国家試験
平成二十九年公認会計士試験合格者（公認会計士・監査審査会）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　一五
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構平成二十八事業年度財務諸表、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、特定計量器型式承認関係　三七
地方公共団体
公示送達関係　四四
会社その他
会社決算公告　四七

告示

○総務省告示第三百九十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の固定資産税から適用する。

平成二十九年十一月二十二日

総務大臣　野田　聖子